第　１　章　　総　　則

（商号）
第　１条　当会社は三相電機株式会社と称し、英文では「ＳＡＮＳＯ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ　ＣＯ.，ＬＴＤ.」と表示する。
（本店の所在地）
第　２条　当会社は本店を姫路市に置く。
（目的）
第　３条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。
（１）電気機械器具の製造並びに販売
（２）医療用器具機械の製造並びに販売
（３）金型の製造並びに販売
（４）前各号に付帯関連する一切の事業
（機関）
第　４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人
（公告方法）
第　５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第　６条　当会社の発行可能株式総数は１，８００万株とする。
（単元株式数）
第　７条　当会社の単元株式数は１００株とする。
（株式取扱規程）
第　８条　当会社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。
（株主名簿管理人）
第　９条　当会社は株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議をもって定める。
３　当会社の株主名簿及び新株予約原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第　３　章　　株 主 総 会

（基準日）
第１０条　当会社は毎年３月３１日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招集の時期）

第１１条　当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第１２条　株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。

（決議要件）

第１３条　株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（参考書類等のインターネット開示）

第１４条　当会社は株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、インターネットで開示することができる。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は当会社の他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１６条　株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第　４　章　　取締役及び取締役会

（員数）

第１７条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。

（選任）

第１８条　取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席しその議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任の決議は累積投票によらない。

（任期）

第１９条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２０条　取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会の決議をもって取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（顧問及び相談役）
第２１条　取締役会はその決議によって顧問及び相談役をおくことができる。
（報酬等）
第２２条　取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。
（取締役会）
第２３条　取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。
２　取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の３日前までにこれを発する。ただし、取締役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに取締役会を開くことができる。
３　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
（重要な業務執行の決定の委任）
第２４条　取締役会は会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程）
第２５条　取締役会に関しては法令及び本定款に定めがある場合を除き取締役会で定める取締役会規程による。

第　５　章　　監査等委員会

（常勤監査等委員）
第２６条　監査等委員会は監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。
（監査等委員会の招集通知）
第２７条　監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の３日前までにこれを発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずに監査等委員会を開くことができる。
（監査等委員会規程）
第２８条　監査等委員会に関しては法令及び本定款に定めがある場合を除き監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第　６　章　　取締役及び会計監査人の責任免除

（損害賠償責任の一部免除）
第２９条　当会社は取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

３　当会社は会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１，０００万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第３０条　当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３１条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３３条　期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは当会社はその支払の義務を免れる。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第　１条　当会社は第６４回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる。